

---

第 13 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画  
(素案)

---

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

広 島 県

## 目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
①	指定に関する中長期的な方針	1
②	指定区分ごとの方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
①	鳥獣保護区の指定計画	2
②	既指定鳥獣保護区の変更計画	3
2	特別保護地区の指定	5
(1)	方針	5
①	指定に関する中長期的な方針	5
②	指定区分ごとの方針	5
(2)	特別保護地区指定計画	6
3	休猟区・特例休猟区の指定	7
4	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	7
5	鳥獣保護区の整備等	7
(1)	方針	7
(2)	整備計画	8
①	管理施設の設置	8
②	調査、巡視等の計画	8
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	8
1	鳥獣の人工増殖	8
2	放鳥獣	8
(1)	方針	8
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	8
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	9
(1)	希少鳥獣等	9
(2)	狩猟鳥獣	9
(3)	外来鳥獣等	9
(4)	指定管理鳥獣	9
(5)	一般鳥獣	9

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る捕獲許可基準の設定	9
(1) 許可しない場合の基本的考え方	9
(2) 許可に当たっての条件の考え方	10
(3) わなの使用に当たっての許可基準	10
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	11
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	11
2-1 学術研究を目的とする場合	11
(1) 学術研究	11
①研究の目的及び内容	11
②許可対象者	11
③鳥獣の種類・数	11
④期間	11
⑤区域	11
⑥方法	11
⑦鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置	11
(2) 標識調査	12
①許可対象者	12
②鳥獣の種類・数	12
③期間	12
④区域	12
⑤方法	12
⑥捕獲等又は採取等後の措置	12
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	12
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	12
①許可対象者	12
②鳥獣の種類・数	12
③期間	12
④区域	12
⑤方法	12
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	12
①許可対象者	12
②鳥獣の種類・数	12
③期間	12
④区域	12
⑤方法	12
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	12
①許可対象者	12
②鳥獣の種類・数	12

③期間	13
④区域	13
⑤方法	13
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	13
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	13
①許可対象者	13
②鳥獣の種類・数	13
③期間	14
④区域	14
⑤方法	14
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	14
①被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方	14
②鳥獣による被害発生予察表の作成	14
③鳥獣の適正管理の実施	15
④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定	15
⑤被害の防止の目的での捕獲についての体制の整備等	18
2-4 その他特別の事由の場合	19
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	19
①許可対象者	19
②鳥獣の種類・数	19
③期間	19
④区域	19
⑤方法	19
(2) 愛がんとための飼養の目的	19
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	19
①許可対象者	19
②鳥獣の種類・数	19
③期間	19
④区域	19
⑤方法	20
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	20
①許可対象者	20
②鳥獣の種類・数	20
③期間	20
④区域	20
⑤方法	20
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	20
①許可対象者	20

②鳥獣の種類・数	20
③期間	20
④区域	20
⑤方法	20
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	20
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	20
3-1 捕獲許可した者への指導	20
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	20
(2) 従事者の指揮監督	21
(3) 危険の予防	21
(4) 錯誤捕獲の防止	21
3-2 許可権限の市町長への移譲	21
3-3 鳥類の飼養登録	21
(1) 方針	21
(2) 飼養適正化のための指導内容	21
3-4 販売禁止鳥獣等	22
(1) 許可の考え方	22
(2) 許可の条件	22
3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	22
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	22
1 特定猟具使用禁止区域の指定	22
(1) 方針	22
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	22
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	23
2 特定猟具使用制限区域の指定	24
3 猟区の設定	24
4 指定猟法禁止区域	24
(1) 方針	24
(2) 指定計画	24
①全体計画	24
②個別計画	24
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	24
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	24
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	24
3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	25

第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	25
1	方針	25
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	25
(1)	方針	25
(2)	鳥獣生息分布調査	25
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	25
(4)	狩猟鳥獣生息状況調査	26
(5)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	26
3	鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	26
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	26
(2)	捕獲等情報収集調査	26
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	26
1	鳥獣行政担当職員	26
(1)	方針	26
(2)	研修計画	27
2	鳥獣保護管理員	27
(1)	方針	27
(2)	設置計画	27
(3)	年間活動計画	28
(4)	研修計画	28
3	保護及び管理の担い手の育成	28
(1)	方針	28
(2)	研修計画	28
(3)	狩猟者の減少防止対策	29
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	29
4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	29
(1)	方針	29
5	取締り	29
(1)	方針	29
(2)	年間計画	29
6	必要な財源の確保	29
第九	その他	29
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	29
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	30
3	狩猟の適正化	30
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	30

5	油等による汚染に伴う水鳥の救護	30
6	感染症への対応	31
7	普及啓発	31
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	31
(2)	安易な餌付けの防止	31
(3)	猟犬の適切な管理	32
(4)	愛鳥モデル校の指定	32
(5)	法令の普及徹底	32

## 第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものである。鳥獣保護区は、野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することによる、鳥獣の保護繁殖を目的として指定しているものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。一方で近年鳥しよ部を含む県内全域において、イノシシ等野生鳥獣による農林水産業被害が増大しており、特に被害の著しい地域では地元関係者の総意を受け鳥獣保護区を縮小又は解除している。また、第9次計画期間中に特定鳥獣保護管理計画を策定し、狩猟規制の緩和による鳥獣の管理を進めているところである。

こうした状況の下、鳥獣保護区の設定状況は、第11次計画終了時（平成28年度）の99箇所、58,506haに対し、第12次計画終了時（令和3年度）で97箇所、57,349haとなっているが、本計画においては、有害鳥獣による農作物被害の増加等から2箇所の鳥獣保護区の区域を縮小し、終了時に97箇所、55,154haを期間更新する計画である。

本計画期間中に存続期間を終了する鳥獣保護区については、存続期間を10年間更新することを基本とするが、地域の自然的社会的状況の変化や農林水産業被害の状況等地域の実情、地元関係者の意見を踏まえ、必要と認められる場合は区域の縮小や解除等も含め適切に対応する。

また、新規指定については、指定区分ごとの方針に照らして検討する。

##### ② 指定区分ごとの方針

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

必要に応じて保護を目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。自然公園法、自然環境保全条例等により保全されている地域で、鳥獣の保護上重要な地域では、既設鳥獣保護区を更新する。

#### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、拠点の確保に資する地域のうち必要な地域とする。

#### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である海面、河川、干潟、湿地、湖沼岩礁等のうち必要な地域とし、既設鳥獣保護区は更新する。

#### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、鳥しよ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域とする。

#### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

広島県レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域とする。

#### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や湖畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込のある地域とする。

#### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあ

い若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域とする。公共団体により整備された自然公園等で、豊かな生活環境の形成のため必要な地域では、既設鳥獣保護区を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区 の設定目標	既設鳥獣保 護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			年度	R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	61	41	箇所						0					0
	面積	18,300	32,731	変動面積						0					0
集 団 渡来地	箇所	—	9	箇所						0					0
	面積	—	15,421	変動面積						0					0
身近な 鳥獣生息	箇所	—	47	箇所						0					0
	面積	—	9,197	変動面積						0					0
計	箇所	61	97	箇所						0					0
	面積	18,300	57,349	変動面積						0					0

区分	年度	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間中 の増減※	計画終了時の鳥 獣保護区※※		
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)				
森林鳥獣 生息地	箇所		1				1	2							箇所	0	41
	変動面積		812				1,383	2,195							面積	▲2,195	30,536
集 団 渡来地	箇所														箇所	0	9
	変動面積														面積	0	15,421
身近な 鳥獣生息	箇所														箇所	0	47
	変動面積														面積	0	9,197
計	箇所		1				1	1							箇所	0	97
	変動面積		812				1,383	2,195							面積	▲2,195	55,154

※ 箇所数： B-E

面積： B+C-D-E

※※箇所数： A +B-E

面積： A+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
R4	森林鳥獣生息地	甲山ふれあいの里	期間更新	464		464	R4. 11. 1～R14. 10. 31		
		朝日山		640		640			
		並滝寺		111		111			
	身近な鳥獣生息地	仙酔島	94		94				
		緑化センター・森林公園	433		433				
R4 計				1,742		1,742			
R5	森林鳥獣生息地	福王寺	期間更新	1,249		1,249	R5. 11. 1～R15. 10. 31		
		細見谷		851		851			
		神峰山		225		225			
		七塚	区域縮小	1,121	▲812	309		有害鳥獣による農作物被害の増加	
	集団渡来地	広島湾西部	期間更新	1,400		1,400			
	身近な鳥獣生息地	走島	期間更新	220		220			
		緑井		720		720			
		府中		527		527			
		錦竜公園		130		130			
		伴		116		116			
		宇品		34		34			
	聖湖	37		37					
R5				6,630	▲812	5,818			
R6	森林鳥獣生息地	宮島	期間更新	4,397		4,397	R6. 11. 1～R16. 10. 31		
		仙養ヶ原		740		740			
		龍頭峡		271		271			
		南原峡		533		533			
		笹ヶ丸山		389		389			
		青笹		844		844			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
R6	森林鳥獣生息地	大万木山	期間更新	507		507	R6. 11. 1～R16. 10. 31		
		上野		93		93			
		帝釈峡		730		730			
		道後山		1,739		1,739			
		三段峡		1,350		1,350			
		犬伏山		827		827			
		熊谷山		321		321			
		休山		1,860		1,860			
	集団渡来地	津々木島	1,255		1,255				
		斎島周辺	9,340		9,340				
	身近な鳥獣生息地	黄金山		18		18			
		因島南		477		477			
		大久野島		70		70			
		五品岳		14		14			
猫山			65		65				
	R6 計			25,840		25,840			
R7	森林鳥獣生息地	東郷山	期間更新	364		364	R7. 11. 1～R17. 10. 31		
		大仙		78		78			
		竹林寺		87		87			
		立岩		536		536			
		天狗石山		111		111			
		野呂山		282		282			
	身近な鳥獣生息地	槇原谷		88		88			
		R7 計			1,546				
R8	森林鳥獣生息地	比婆山	区域縮小	3,233	▲1,383	1,850	R8. 11. 1～R18. 10. 31	有害鳥獣による農作物被害の増加	
		恐羅漢山	期間更新	811		811			
		苅尾		638		638			
		郡山		95		95			

	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
	身近な鳥獣生息地	極楽寺山		110		110	R8. 11. 1～R18. 10. 31		
		もみのき森林公園		400		400			
		グリーンピアせとうち		344		344			
	R8 計			5,631	▲1,383	4,248			
	合計			41,389	▲2,195	39,194			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

既に指定している特別保護地区については、引き続きその良好な鳥獣の生息環境の保全を図るため、本計画期間中に存続期間が終了する地区は再指定することを基本とし、関係市町、利害関係人及び地元住民の合意形成に努める。特別保護地区の新たな指定については、鳥獣による農林水産業被害の状況等地域の実情や一定の行為が制限されることに対する地元関係者の意見を踏まえるとともに、指定区分ごとの方針に照らし、検討する。

#### ② 指定区分ごとの方針

- 1) 森林鳥獣生息地 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定を検討する。
- 2) 大規模生息地 当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
- 3) 集団渡来地 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
- 4) 集団繁殖地 保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
- 5) 希少鳥獣生息地 保護対象となる鳥類等の繁殖、採餌等に必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
- 6) 生息地回廊 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。
- 7) 身近な鳥獣生息地 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定を検討する。

**特別保護指定区域** 特別保護地区内において、人の立入り、車両等の乗入れなどにより、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定を検討する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区分	鳥獣保護区 の設定目標	既設鳥獣保 護区 (A)	年度	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	21	5	箇所			3		2	5					0
	面積	720	1,378	変動面積			861		517	1,378					0
集 団 渡来地	箇所	—	1	箇所			1			1					0
	面積	—	6,230	変動面積			6,230			6,230					0
身近な 鳥獣生息	箇所	—	2	箇所					1	1					0
	面積	—	354	変動面積					337	337					0
計	箇所	24	8	箇所			4		3	7					0
	面積	720	7,962	変動面積			7,091		854	7,945					0

区分	年度	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特別保護地区(祭指定を含む)						計画期間中 の増減※	計画終了時の鳥 獣保護区※※	
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)			
森林鳥獣 生息地	箇所						0			3		2	5	箇所	0	5
	変動面積						0			861		517	1,378	面積	0	1,378
集 団 渡来地	箇所						0			1			1	箇所	0	1
	変動面積						0			6,230			6,230	面積	0	6,230
身近な 鳥獣生息	箇所						0					1	1	箇所	0	2
	変動面積						0					337	337	面積	0	354
計	箇所						0			4		3	7	箇所	0	8
	変動面積						0			7,091		854	7,945	面積	0	7,962

※ 箇所数： B-E

面積： B+C-D-E

※※箇所数： A+B-E

面積： A+B+C-D-E

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
R6	森林鳥獣生息地	宮島(弥山)	4,397	R6.11.1~R26.11.1	203	R6.11.1~R26.11.1			再指定
		帝釈峡	730	R6.11.1~R16.10.31	159	R6.11.1~R16.10.31			
		三段峡	1,350		499				
	集団渡来地	斎島周辺	9,340		6,230	6,230	R6.11.1~R16.10.31		
	R6 計	4箇所	15,817		7,091				
R8	森林鳥獣生息地	比婆山	3,233	R8.11.1~R18.10.31	403	R8.11.1~R18.10.31			再指定
		苅尾	638		114				
	身近な鳥獣生息地	もみのき森林公園	400		337				
	R8 計	3箇所	4,271		854				
	合計	7箇所	20,088		7,945				

### 3 休猟区・特例休猟区の指定

鳥獣による農林水産物への被害の増大により、第9次鳥獣保護事業計画以降、新規指定を行っておらず、現在県内には指定区域はない。

キジ、ヤマドリ等の狩猟資源の保護(生息数の回復)が必要な区域については、農林水産物の被害状況、鳥獣の生息状況や利害関係人の意向を踏まえたうえで、指定管理鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)の狩猟が可能な特例休猟区の指定を検討する。

### 4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

鳥獣保護区及びその周辺において、指定管理鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)による被害が顕著となっている場合は、被害対策の実施状況など地域の実情や地元関係者の意見を踏まえ、一時的に鳥獣保護区を解除し、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域」を指定することを検討する。指定期間は、原則として、指定管理鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の終期にあわせて設定することとする。

### 5 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備する。

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境を改善することを検討する。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	R4		R5		R6		R7		R8		計	
	箇所数	数量										
標識類の整備	5	15	12	36	21	63	7	21	7	21	52	156

② 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		R4	R5	R6	R7	R8
巡 視 (鳥獣保護管理員)	箇所数	97	97	97	97	97
	人数	44	44	44	44	44
調 査		翌年度更新等計画している鳥獣保護区を中心に実態調査を実施する。				

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

希少鳥獣等の人工増殖については県で実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、必要な情報の収集に努める。

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするキジについては、放鳥計画に対応する羽数が確保できるように優れた養殖技術を有する生産者からの購入により必要数を確保する。

2 放鳥獣

(1) 方 針

キ ジ 野生化訓練を終えた成鳥を放鳥する。放鳥場所は効果を高めるためキジの生息適地及び鳥獣保護区等に重点的に行う。

外来鳥獣等 外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系をかく乱し生物多様性を損なう恐れがあること等から、放鳥獣を行わないように指導する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

① 放鳥計画

(第7表)

種類名	放鳥の地域	R4	R5	R6	R7	R8
キ ジ	鳥獣保護区・一般猟野 (生息適地に限る)	1,000羽	1,000羽	1,000羽	1,000羽	1,000羽

② 入手計画

(第8表)

種類名	入手方法	R4	R5	R6	R7	R8
キジ	購入	1,000羽	1,000羽	1,000羽	1,000羽	1,000羽

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣及び広島県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣については、その適切な保護のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの生息調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟の対象として資源的価値等を有し、かつ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして、その捕獲等により個体数の抑制が期待できる狩猟鳥獣については、生息状況や被害状況の把握に努め、必要に応じ休猟区や捕獲等の制限緩和等の制度を活用し、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

本来、国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣であって、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され農林水産業等や生態系に係る被害を生じさせている鳥獣についても同様に扱う。

(4) 指定管理鳥獣

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く。)として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況等を適切に把握し、地域個体群の存続には配慮しつつ、狩猟及び有害鳥獣捕獲の推進、必要に応じ、指定管理鳥獣捕獲等事業を行って、積極的な管理を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣等、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、指定管理鳥獣以外の一般鳥獣については、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努め、極端な増加又は減少、農林水産業被害等の発生状況を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る捕獲許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となる。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である。

## （2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定鳥獣保護管理計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

## （3）わなの使用にあたっての許可基準

### ① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、次の基準を設定する。ただし、①の1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

#### 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア) イノシシ、ニホンジカ及びクマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

ただし、くくりわな架設禁止区域以外の地域での許可申請の場合は、①の1)の直径に係る規制を解除し、締付け防止金具及びよりもどしを装着し、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請は原則認めない。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

### ② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着等を行う（猟具に直接装着する金属製又はプラスチック製の標識に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載）。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具に直接標

識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。なお、くくりわなを設置する場合は、人身事故防止の観点から、設置した場所周辺に立て札を設置し、注意喚起を図るよう努める。

#### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は放置せずには搬出して焼却処分する等捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

### 2-1 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

##### ① 研究の目的及び内容 次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

##### ② 許可対象者 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### ③ 鳥獣の種類・数 研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

##### ④ 期間 1年以内

##### ⑤ 区域 研究の目的を達成するために必要な区域とする。

##### ⑥ 方法 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は農林水産業等や生態系に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

##### ⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

## (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- ① 許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数 標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2, 000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1, 000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間 1年以内
- ④ 区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法 原則として、網、わな又は手捕りとする。
- ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

## 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

### (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

- ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)
- ③ 期間 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間  
なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること
- ④ 区域 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
- ⑤ 方法 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

### (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）
- ③ 期間 1年以内
- ④ 区域 申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法 禁止猟法は認めない。

### (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- ① 許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

- ③ 期 間 1年以内
- ④ 区 域 必要と認められる区域
- ⑤ 方 法 禁止猟法は認めない。

## 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

### (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

#### ① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網を使用する場合にあっては網猟免許を、わなを使用する場合にあってはわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

#### ※上記①の「法人に対する捕獲許可」に当たっての留意事項

##### (ア) 使用する猟具

はこわな及び囲いわなを基本とする。ただし、地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護及び管理並びに住民の安全性が確保される場合は、くくりわな等も認める。

##### (イ) 捕獲技術、安全性の確保

安全性等の確保が認められる場合とは、有害鳥獣捕獲許可申請を行う市町等において、狩猟者団体や当該法人が実施する補助者に対する講習会や研修を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていること。また、事故の発生の補償に対応するため、有害鳥獣捕獲許可を受けた法人が、保険に加入していること。

##### (ウ) 役割分担

捕獲従事者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地理的条件に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が、補助者を適切に指揮・監督しなければならない。そのため、当然のことながら免許所持者が従事者に含まれていることが不可欠である。作業の特殊性から、捕獲技術を習得している免許所持者と免許不所持者は同等の行為を行うことは困難であり、法令面でも課題がある。わなの設置及び撤去、止めさし行為は免許所持者が主体的に行うこととし、免許不所持者はあくまでも補助者として、わなの点検、餌置き、通報等の補助的業務が主たる役割となる。実施に当たっては、免許所持者と免許不所持者の間において、実施すべき内容について十分な業務領域の確認にとどまらず、連絡を密にし作業に従事する。

##### (エ) 地域の関係者との十分な合意形成

捕獲の実施は、地元住民、地元狩猟団体、農林業者、行政等の合意形成を必要とする。また、実施内容を地域住民等に周知するため、広報誌や住民説明会等を通じた広報活動を実施し、地域の現状の認識共有を図ることが大切であり、実施体制、役割分担等、地域の実情に応じた体制を構築していくなど、補助者を始めとする関係者が法令違反を引き起こさず、所期の目的を達成するよう適切に指導する。

#### ② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。なお、数の調整を目的とした卵の採取は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づいて実施すること。





- ii) 環境省レッドデータブックの地域個体群であり、広島県野生生物の種の保護に関する条例の指定野生生物種であるツキノワグマをはじめ、ニホンイタチ、ヤマドリ等の広島県レッドデータブックに絶滅のおそれのある種として掲載されている種、及びその他捕獲圧の影響を受けやすい種等保護に留意する必要がある種については、捕獲許可及びその実施は、特に慎重に取扱う。
- iii) 指定管理鳥獣による被害等の防止を図る場合においては、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。
- iv) 外来鳥獣による被害等の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。
- v) 過去の被害の実態から当年度も甚大な被害を与えると予想されるイノシシ等の鳥獣については、市町有害鳥獣捕獲対策協議会において策定する被害発生子察表及び年間捕獲計画に基づき許可することとし、被害への迅速な対応を図る。
- vi) 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合についても、市町における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図る。
- vii) 捕獲実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じ、また事前に関係地域住民等に周知させるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証等を携帯させる。また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。
- viii) 市町又は法人が有害鳥獣捕獲隊を編成して捕獲を行う場合にあつては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する。
- ix) 鳥獣保護区、自然公園等一般に狩猟が禁止されている区域内での有害鳥獣捕獲については、被害の状況を把握し生息状況を勘案して、その都度必要最小限の範囲で許可する。
- x) 有害鳥獣捕獲許可については、ツキノワグマを除き、市町が地域の実情に応じて対応する。この場合、県は鳥獣保護管理事業計画の目標が達成されるよう、捕獲報告を受け、情報を提供し、必要な調整に努める。知事の権限に属する事務を市町が処理する場合において、鳥獣の保護又は管理を図るため必要があると認めるときは、県は当該市町に対し、当該事務に必要な指示を行う。
- xi) 県は鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るうえで資料を必要とする場合には、捕獲個体の種ごとに、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての報告を、必要に応じて、写真又はサンプルを添付させる等して、捕獲実施者に対し求める。
- xii) ノイヌの有害鳥獣捕獲において、確実にノイヌと判断できない場合は、事前に県動物愛護センター等の動物愛護に関する部署等（以下「動物愛護センター等」という。）と協議し、必要に応じて、動物愛護センター等による狂犬病予防法に基づく犬の保護として捕獲をする。

## 2)

### i) 許可対象者

捕獲実施者は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合で網を使用するときは網猟免許を、わなを使用するときはわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であつて、次の1)から3)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

なお、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合においても、狩猟免許を所持している者でなければ、許可しない。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、イタチ、カラス類、ドバト、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってカラス類、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

3) 法人に対する許可であって、以下のアからエの条件をすべて満たす場合

- ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で補助的に捕獲を行うこと。
- エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

※上記3)の「法人に対する捕獲許可」に当たっての留意事項

3-3(1)①の「法人に対する捕獲許可」に当たっての留意事項のとおり。

ii) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合などについては、当該計画における目標との整合に配慮する。

iii) 期間

年間捕獲実施計画に基づく捕獲隊による捕獲については、許可基準に基づく時期を基準とし、個人の場合は、必要最小限の期間内とする。また、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められるときは、この限りではない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

iv) 区域

市町及び対象法人の場合は、当該市町の区域、個人の場合は、必要最小限の範囲とする。なお、被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取り扱いをする。

v) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努める。

2) 許可基準

(第11表)

許可権者	鳥獣名	方法	時期	留意事項	主な被害農林水産物等	備考
県	ツキノワグマ	はこわな、(銃器)	(4月~3月)	広島県ツキノワグマ放獣実施要領に基づき個体を放獣もしくは捕殺する。	果樹、養蜂、造林木、稲、人畜	RDB
市町	ニホンジカ	銃器、わな	4月~10月、3月	メスジカの捕獲に努める	造林木、稲、果樹、野菜	
	イノシシ		(11月~2月)			

	タヌキ				果樹	
	イタチ				家畜, 糞公害	RDB
	ヌートリア				稲, 野菜, 芋類	特定外来生物
	アライグマ				果樹, 野菜	特定外来生物
	サル	銃器, はこわな	4月～3月		野菜, 果樹, 豆類, 椎茸, 栗	
	ヤマドリ		(8月～3月)			RDB
	スズメ	銃器, 網	6月～10月, (11月～3月)		稲	
	ヒヨドリ				野菜, 果樹	
	カラス類	銃器, 網, はこわな			野菜, 果樹, 豆類	
	キジバト				豆類, 野菜	
	カモ類 (狩猟鳥獣)		4月～10月, 3月 (11月～2月)		蓮根, 養殖海苔, 稲	
	カワウ	銃器, 網			魚類, 糞公害	生態系の 保全
	サギ類 (チュウサギを除く)		4月～3月	原則コロニーの繁殖期の許可はしない。	養殖魚介類, 稲, 糞公害	
	チュウサギ		8月～3月	原則コロニーの許可はしない。	養殖魚介類, 稲, 糞公害	
	ドバト	銃器, 網, はこわな	6～10月, (11月～3月)		糞公害	
	カモ類 (狩猟鳥獣以外)	銃器, 網	(4月～3月)		蓮根, 養殖海苔, 稲	RDBを 含む
	その他		必要最小限の期間			

※ ( ) は特に必要と認められる場合のみ, その都度許可する。

## ⑤ 被害の防止の目的での捕獲についての体制の整備等

### 1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため, 関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に, 関係市町に対しては, 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく市町の被害防止計画との整合を図り, 適切かつ効果的な実施を図るため, 実施体制を整備するよう指導する。

市町ごとに捕獲隊(1班20名程度)を編成して有効な有害鳥獣捕獲体制を整備する。地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るよう指導する。その際, 狩猟人口の減少, 高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから, 従来の取組みに加え, 新たな捕獲の担い手を育成する取組みも併せて推進する。捕獲隊員等の選定については, 技術の優れた者, 有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導する。また, 捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては, 鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。また, 捕獲隊だけでは被害が沈静化しない市町については, 個人による有害鳥獣捕獲の実施を推進する。イノシシ, ニホンジカに対してはわなを使用した捕獲を推進するとともに, 第二種特定鳥獣管理計画に基づいた捕獲を行う。

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため, 必要に応じて, 環境県民局, 農林水産局, 天然記念物行政部局等の関

係部局や森林管理局，地方農政局，地方環境事務所等との間の連携の強化を図るとともに，関係地域において，市町が主体となって，市町，森林管理署，農林水産業団体，地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置する。

被害等が慢性的に発生している地域においては，必要に応じて，鳥獣の出現状況の把握・連絡，防護柵等の防除技術の普及，追い払い等の被害対策を行う体制の整備，効果的な取組み事例の紹介，被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第12表)

対象鳥獣名	対象地域	備 考
全ての有害鳥獣	当該市町	概ね全ての市町で捕獲隊が編成されている。

3) 指導事項の概要

有害鳥獣捕獲に当たっては，鳥獣の保護及び管理の理念を逸脱しないよう十分配慮し，捕獲数量も必要な数とするよう指導するほか，次の事項に留意する。

- i) 隊員の資質の向上
- ii) 捕獲技術の向上
- iii) 事故防止

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については，原則として次の基準による。ただし，他の方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りではない。

(1) 博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者 博物館，動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽，頭又は個）
- ③ 期 間 6ヶ月以内
- ④ 区 域 原則として，規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方 法 禁止猟法は認めない。

(2) 愛がんのための飼養の目的

愛がんのための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

- ①許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者で県内に在住の者
- ②鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする場合は放鳥予定地の個体とする。
- ③期 間 6ヶ月以内
- ④区 域 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。  
ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。

⑤方 法 網，わな又は手捕り

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

- ① 許可対象者 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数 ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）
- ③ 期 間 6ヶ月以内
- ④ 区 域 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方 法 手捕り

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ①許可対象者 祭礼行事，伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも，現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により，当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
- ②鳥獣の種類・数 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽，頭又は個）。捕獲し，行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
- ③期 間 30日以内
- ④区 域 規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤方 法 禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお，環境教育の目的，環境影響評価のための調査目的，被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は，学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に，環境影響評価のための調査を目的とする捕獲については，当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他，鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として持ち帰って適切に処理することとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し，山野に放置することのないよう指導する。

また，捕獲物等は，違法なものと誤認されないようにする。特に，ツキノワグマについては，違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から，目印標（製品タグ）の装着により，国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は，「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ，できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと，放鳥獣を行うこと，狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること，また，捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は農林水産業等や生態系に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから，これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には，あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し，適切に対応する。

## (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

## (3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等に周知するよう指導する。

## (4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用、又は餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

### 3-2 許可権限の市町長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町長に移譲され、特定計画等の整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可に係る権限を市町長に移譲する場合等、移譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮する。

捕獲許可に係る権限を市町長に移譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従い適切に業務が執行され、必要な許可事務の執行状況報告が行われるよう配慮する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

### 3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう配慮する。

#### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行い、装着許可証（足環）の装着は交付者が自ら行うなど不正が行われないよう留意する。
- ④ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

### 3-4 販売禁止鳥獣等

#### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

#### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

### 3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得ること。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、学校や通学路の周辺その他銃猟による事故発生のおそれのある区域や、自然観察路その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、特定猟具使用禁止区域に指定することを検討する。農業被害の増加を理由として既存の禁止区域を解除又は区域縮小する例もみられるため、指定に際しては、農業被害の状況等地域の実情を踏まえ、地元関係者の意見調整を十分に行う。

銃猟に伴う危険を予防するため、第11次計画終了時（平成28年度）で43箇所、34,589haの特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定し、一定の効果を上げているため、本計画期間中に存続期間を終了する特定猟具（銃器）禁止区域については、地元関係者の意見を踏まえた上で、引き続き10年間指定することを基本とする。

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第13表)

区分	既指定特定猟具使用禁止区域 (A)	年度	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
			R4	R5	R6	R7	R8	計 (B)	R4	R5	R6	R7	R8	計 (C)
銃猟に伴う危険を防止するための区域	箇所	43	10	2	2	2		16						0
	面積	34,589						0						0
わな猟に伴う危険を防止するための区域	箇所	0						0						0
	面積	0						0						0

区分	年度	本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減※	計画終了時の特定猟具使用禁止区域※※	
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)			
銃猟	箇所						0	10	2	2	2			16	箇所	43
	変動面積						0							0	面積	34,589
わな猟	箇所						0							0	箇所	0
	変動面積						0							0	面積	0

※ 箇所数： B-E      面積：B+C-D-E      ※※箇所数： A+B-E      面積：A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第14表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	所在地	名称(特定猟具)	面積	指定期間	備考	所在地	名称	面積	指定期間	備考	
R4	福山市	沼南	27	10年	再指定						
	福山市駅家町	服部大池	28								
	広島市安佐北区安佐町	広島市青少年野外活動センター	77								
	尾道市因島田熊町	田熊	290								
	尾道市向島町	津部田	120								
	尾道市瀬戸田町	高根	555								
	尾道市瀬戸田町	観音山	795								
	尾道市向島町	観音崎	28								
	福山市内海町	内海	1277								
	府中市上下町	湯ヶ丘	56								
	R4 計		3,253								
R5	三原市本郷町	新広島空港・中央森林公園	424	10年	再指定						
	福山市熊野町	熊野	65								
	R5 計		489								
R6	尾道市	鳴滝山	80	10年	再指定						
	世羅郡世羅町	三川ダム	122								
	R6 計		202								
R7	呉市, 東広島市黒瀬町	黒瀬川	54	10年	再指定						
	福山市, 府中市	芦田川	350								
	R7 計		404								
	合計		4,348								

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

捕獲禁止区域等の解除に伴う狩猟の集中による事故防止のため、計画期間内にその必要性があれば指定する。

## 3 猟区の設定

狩猟鳥獣の生育数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備に努める。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

水鳥の鉛中毒防止のため、現在指定している鉛散弾使用禁止区域を維持し、また、狩猟者の入込み状況や地理的な位置等を勘案し、規制の必要性及び普及効果が高いと思われる水辺域について、新たな指定を検討する。

### (2) 指定計画

#### ① 全体計画

(第15表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積 (ha)	備考
H12	鉛散弾使用	1	6	永久 光林寺池鉛散弾使用禁止区域 H19 法第12条第2項から移行

#### ② 個別計画

なし

## 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

### 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的に当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に限定する必要があると認められるものとする。以上のことから、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカワウについて策定する。その他の鳥獣については、必要に応じて、策定を検討する。なお、原則として地域個体群を単位として作成する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	農業被害の軽減及び人身被害の防止と個体群の安定的維持を図る。	イノシシ	R4. 4. 1～R9. 3. 31	県内全域	必要に応じ指定管理鳥獣捕獲等事業を実施
	農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図る。	ニホンジカ		県内全域（廿日市市宮島町を除く）	必要に応じ指定管理鳥獣捕獲等事業を実施
	人身被害防止及び農林畜産業被害の軽減と個体群の安定的維持及び分布域の拡大防止を図る。	ツキノワグマ		県内全域	
	漁業被害の軽減と個体群の安定的維持を図る。	カワウ		県内全域	

### 3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、特定計画の対象地域のうち、市町及び市町内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域または対象鳥獣の生息状況に基づく地域個体群の分布域等の区分により、必要に応じて、年度別事業実施計画を策定する。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

鳥獣の保護及び管理対策を充実するための基礎資料とし、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣の生息状況を明らかにし、被害発生状況を精査して鳥獣種ごとに有効な被害防除方法を確認するよう努める。また、狩猟鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて、狩猟実態調査を実施し、狩猟の適正化を図る。なお、調査に当たっては、鳥獣保護団体及び狩猟関係団体の協力を得て、また、必要に応じて国や県の試験研究機関、研究者等及び近隣県と連携しつつ、継続的に実施する。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び第二種特定鳥獣管理計画の実施に資するよう、野生鳥獣の生息状況の把握に努める。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第16表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下主要地点	R4～R8	現地生息数調査を県職員等で実施する。必要に応じ日本鳥類保護連盟広島県支部、日本野鳥の会広島県支部及び東広島の野鳥と自然に親しむ会の協力により実施する。	全国一斉調査

(4) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査する。

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ、ヤマドリ、イノシシ、ニホンジカ、キツネ、タヌキ、イタチ等	R4～R8	狩猟期間中に、捕獲報告の集計等を狩猟者団体の協力を得て実施する。特に、指定管理鳥獣であるイノシシ及びニホンジカについては、狩猟者の協力も得て出猟カレンダー調査を実施する。	

(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

農林水産被害の多いイノシシ、ニホンジカ、カワウ、また、人身被害が生じているツキノワグマ等について、生息状況等調査を実施する。

(第18表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	R4～R8	現地調査による生息状況調査	第二種特定鳥獣管理計画
	R4～R8	捕獲情報分析等によるモニタリング調査	
イノシシ	R4～R8	捕獲情報分析等によるモニタリング調査	
ツキノワグマ	R4～R8	目撃、捕獲情報分析等によるモニタリング調査	第二種特定鳥獣保護計画
	R4～R8	現地調査による生息状況調査	
カワウ	R4～R8	現地調査による生息状況調査	第二種特定鳥獣管理計画

3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

更新及び再指定等が予定されている鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域について、更新等の前年度にその管理状況を調査する。

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させるほか、登録狩猟においては、必要に応じ、捕獲年月日、捕獲個体の性別、幼獣・成獣の別、捕獲努力量、目撃数等の情報を収集する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁及び地方機関とも、研修会等により資質の向上に努め、充実した鳥獣保護行政の執行にあたる。

(第19表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (環境県民局自然環境課)	0	4	4	0	4	4	鳥獣保護管理事業及び狩猟の適正化の施策
地 方 機 関 (農林水産事務所林務(第一)課自然保護係) (農林事業所林務課自然保護係)	0	14	14	0	14	14	鳥獣の保護繁殖, 有害鳥獣捕獲許可, 狩猟の適正化等の執行

## (2) 研修計画

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的
野生生物研修	国	12月	1	全国	1	鳥獣保護関係施策の策定, 実行に必要な専門的知識の習得
クマ類等調査研修等	国	9月・1月	2	全国	3	クマ類等調査及び野生生物保護知識の習得
野生生物担当者会議	県	4月	1	全県	20	鳥獣関係行政の円滑な推進を図るため担当者の資質の向上と意識の統一を図る。
野生生物初任者研修	県	4月	1	全県	30	鳥獣関係行政の円滑な推進を図るため初任者の資質の向上と意識の統一を図る。

## 2 鳥獣保護管理員

## (1) 方 針

鳥獣保護管理員は, 鳥獣の保護及び管理, 狩猟制度又は鳥獣の鑑定についての知識, 技術及び経験を有し, 鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。鳥獣保護管理員の総数は, 地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ, 勤務内容に応じて, 必要な人数の配置を検討する。

## (2) 設置計画

(第21表)

基準設置数 (A)	R3年度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	充足率(C/A)
44人	43人	97.7%	+1人	±0人	±0人	±0人	±0人	44人	100%





ともに、個体群の維持を図っていくためには、市街地等へ出没させないための環境づくり、ICT技術を活用した監視体制の強化、住変住民への情報提供等の対応が必要である。あらかじめ出没時の対応方針を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備するとともに、出没させないための環境管理とそれを担う人材等の育成を進める必要がある。

## 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

島嶼部等、地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、必要に応じその地域の保護及び管理の方向性を別途示すよう検討し、情報収集に努める。

## 3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度を総合的に活用し、地域の実情に応じた狩猟の適正化に努める。

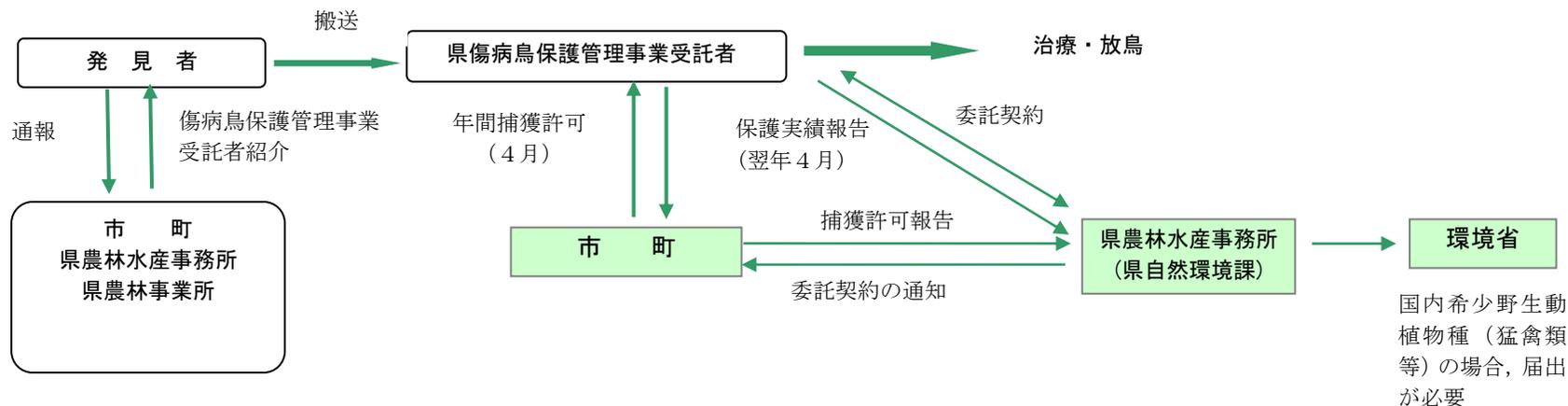
猟法（くくりわな）禁止区域指定計画

（第26表）

目的	指定期間	区域
ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため	(H29. 11. 1～R4. 10. 31) R4. 11. 1～R9. 10. 31	広島市安佐北区の一部、佐伯区の一部、廿日市市吉和、安芸太田町、北広島町の一部

## 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

### 傷病鳥獣の保護体制



## 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等により大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

## 6 感染症への対応

生物多様性の確保，人の生活，家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え，関係部局と連携したサーベイランス等を実施し，情報の共有を行う。

高病原性鳥インフルエンザについては，国や県内の関係機関と連携し，「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応について」（平成20年11月19日制定・広島県）に基づき，死亡野鳥の調査等を実施するとともに，高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等に努める。

豚熱等については，家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに，関係省庁，周辺県，関係市町，関係団体等と連携して防疫措置等の対策の推進やゴミ放置禁止などの普及啓発に努める。

その他の感染症については，鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針 愛鳥週間にあわせて愛鳥ポスターを募集し，優秀作品を表彰する。

② 事業の年間計画

(第27表)

事業内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
愛鳥ポスターコンクール		←	募	集	→	○審査	○表彰	○国コンクール					
鳥獣保護功労者表彰		○表彰											

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第28表)

実施年度	R4~R8
事業内容	愛鳥ポスターコンクール(全県) 愛鳥ポスター優秀作品の展示(県内6カ所)

### (2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣への安易な餌付け等により，人の与える食物への依存，人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり，生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進する。特に，生ごみや未収穫作物等の不適切な管理，耕作放棄地の放置，不適切なわなの誘因餌の管理等，結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

